

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 契約件名

四国運輸局管内自家用電気工作物保安管理業務委託

2 履行場所及び設備の概要

別紙のとおり

3 契約期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

4 業務目的

電気事業法施行規則第52条の2に規定する保安管理業務を委託契約する要件を満たし、経済産業大臣の承認を受けて、自家用電気工作物が常に正常な状態を維持するために、点検、測定及び試験を行うとともに、電気工作物に異常が発生したときは、速やかに原因を探しとるべき措置を指導助言するものとする。

5 事前提出書類

受注者は、契約締結時に下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 運輸支局等毎の点検実施予定時期、実施内容、実施方法を記載した事業計画書
- (2) 保安管理業務以外の職務を兼務しない旨の宣誓書
- (3) 測定器・試験装置一覧表
- (4) 損害賠償保険に加入している証明

6 保守管理内容等

(ア) 経済産業省告示第249号及び主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（制定20190304保局第1号 H31.3.11）に適合した点検、測定及び試験を下記の頻度で行い、その結果を報告すること。

また、経済産業省令で定める電気設備技術基準に適合しない事項がある場合は、必要な指示または助言を行うこと。

- (1) 月次点検：隔月1回以上
- (2) 年次点検：年1回

原則、停電年次点検とする。ただし、経済産業省令で定める電気設備技術基準に合致する場合は、発注者と協議の上、設備を運転中に行う点検（無停電年次点検）を行うものとする。また、年次点検は当該月の月次点検を含む。

- (3) 工事期間中の点検：毎週1回
- (4) 臨時点検：必要の都度実施

(イ) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会い

(ウ) 事故等による異常発生時の対応

電気事故・故障等で電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれのある場合（絶

縁監視装置により継続的または断続的に異常を感知した場合を含む)は、応急措置の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、必要に応じて臨時点検を実施すること。

また、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

なお、事故発生時の緊急出動は休日、夜間に拘わらず行うものとし、これに伴う経費は受注者の負担とする。

(エ) 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

7 再委託の禁止

受注者は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

8 守秘事項等

受注者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 緊急時の協力体制

(ア) 電気事故等、緊急時において受注者は、連絡を24時間受ける宿直体制を整備し、かつ、主たる連絡場所より2時間以内に委託対象施設へ到着し対応できること。

また、故障復旧用に軽微な応急復旧材料を常備し、停電事故が発生した場合は仮復旧にあたること。

(イ) 受託者は、風水害・雷害の被害が予測される場合には迅速な対応ができる体制であること。(受託者は各事業場の担当者1名の他に、もう1名対応できる体制を一覧で提出すること。)

10 業務の報告

受注者は、各点検等業務が終了したときは、速やかに点検結果を書面にて報告し、発注者の検査を受けること。

また、点検結果の書面は、発注者・受注者双方において3年間保存するものとする。

11 保安監督部への申請、届出等

受注者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託申請書等すべての書類の作成及び手続きを行い、中国四国産業保安監督部に提出するものとする。この申請が申請後1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。

ただし、受注者が引き続き前年と同一のものである場合は、この申請、届出は、必要ないものとする。

12 現状復帰

この契約が完了したときは、受注者は遅滞なく機器を撤去し、原状回復するものとし、その費用は受注者の負担とする。

13 損害賠償

受注者は、保安管理業務を行うにあたり、故意又は過失によって発注者または、第三者に与えるおそれがある損害（発注者の職員または第三者の感電、点検に伴う機器の損傷等）に対して、十分な賠償責任保険に加入すること。

14 料金の支払方法

毎月、契約書に定める分担額を四国運輸局長と独立行政法人自動車技術総合機構四国検査部長あて請求し、それぞれが支払うものとする。

15 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、別に定めのあるものを除き全て受注者の負担とする。

16 その他

その他点検・測定・試験に係る詳細は別添「点検、測定、試験の基準」及び「年次点検Aの実施条件」によることとし、この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。なお、「点検、測定、試験の基準」及び「年次点検Aの実施条件」において、甲は発注者を、乙は受注者を指すものとする。

別紙

事業場名称	所在地	受電電圧	需要設備
		v	kVA
四国運輸局徳島運輸支局応神町庁舎	徳島県徳島市応神町応神産業国地1番地1	6,600	225
四国運輸局香川運輸支局	香川県高松市鬼無町佐藤20番地1	6,600	225
四国運輸局愛媛運輸支局	愛媛県松山市森松町1070番地	6,600	425
四国運輸局高知運輸支局大津庁舎	高知県高知市大津乙1879番地1	6,600	200

点検、測定、試験の規準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検の種類

- (1) 日常巡視
主として対象設備の運転中の目視等により、異常の有無を確認することをいう。
- (2) 月次点検
主として対象設備の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (3) 年次点検A
月次点検の項目に加え、主として対象設備の運転中に行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (4) 年次点検B
年次点検Aの項目に加え、主として対象設備の運転を停止して継電器動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (5) 臨時点検
異常が発生した場合、もしくは発生の恐れがある場合の原因探求等をいう。
- (6) 工事期間中の点検
設置又は変更の対象設備の外観点検をいう。

2 点検の実施回数

- (1) 日常巡視
乙と協議の上、定めるものとする。
- (2) 月次点検
隔月 点検（契約書に定める実施回数、ただし、太陽光発電設備は年2回）
- (3) 年次点検
上記月次点検のうち1年に1回以上は年次点検を行うものとする。
① 年次点検A*
3年に2回行うものとする。
*年次点検Aの実施条件参照
② 年次点検B**
3年に1回以上行うものとする。
**年次点検Bを実施した翌年度から起算して3年以内に、次回の年次点検Bを行うものとする。
- (4) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。
- (5) 工事期間中の点検
工事期間中において毎週1回以上行うものとする。

3 点検の方法

- (1) 日常巡視時の外観点検
設備全般について、次に掲げる項目を目視等により点検することという。
 - ① 引込設備と他物との接触の有無の確認
 - ② 受・配電設備の外観における異常の有無の確認
 - ③ 電気使用場所の設備において運用・運転時の異常の有無の確認
- (2) 月次点検、年次点検A時の外観点検
次に掲げる項目について運転中の対象設備を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、嗅覚及び温度計等により点検することという。
 - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取付け状況及び過熱の有無
 - ④ 接地線等(保護管含む)の保安装置の取付け状態
- (3) 運転を停止して行う年次点検時等の外観点検
上記点検の他、手指を接触させて点検することという。

4. 点検、測定、試験項目

電気工作物対象設備

対象設備		点検・測定・試験項目	点検区分			
			月次点検	年次点検A	年次点検B	臨時点検
引込設備	区分開閉器等 引込線及び支持物(電柱) 避雷ケープ 接地工事(接地線・保護管等) 地中電線路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○*1	○	
		保護継電器動作特性試験		○*5	○	
		保護継電器と連動試験			○	
		接地抵抗測定		○*2	○	
受変電設備 (第二受変電設備含む)	断開遮断器 路閉断雷器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○*1	○	
		保護継電器動作特性試験		○*5	○	
		保護継電器と連動試験			○	
		機能試験(VCBの真空度確認等)			○*6	
	計器用変成器 母線・支持物 電力ヒューズ・カットアウト 電力コンデンサ・リアクトル その他高圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○*1	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	
		漏洩電流・温度測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○*1	○	
絶縁油の点検・試験				○*6		
内部点検				○*6		
受配電盤	外観点検	○	○	○		
	負荷電圧・電流測定	○	○	○		
	保護継電器動作特性試験		○*5	○		
	保護継電器と連動試験			○		
	絶縁抵抗測定		○*1	○		
接地工事 (接地線・保護管含む)	外観点検	○	○	○		
	接地抵抗測定		○*2	○		
受電室・電気室の建物、 キュービクル外箱、保護柵	外観点検	○	○	○		
配電設備	開閉器 配電線路 電線及び支持物(電柱) ケープ 接地工事(接地線・保護管等) 地中電線路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○*1	○	
		保護継電器動作特性試験		○*5	○	
		保護継電器と連動試験			○	
		接地抵抗測定		○*2	○	

対象設備		点検・測定・試験項目	点検区分			
			月次点検	年次点検A	年次点検B	臨時点検
負荷設備	配線及び配線器具等 開閉器等 電動機 照明器具 低圧機器等 接地工事(接地線・保護管等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○*1	○	
		接地抵抗測定		○*2	○	
	特別機器	外観点検	△	△	△	
		運転操作・測定・試験	△	△	△	
	非常用予備発電装置	原動機及び付属装置 始動装置	外観点検	○	○	
保護継電器動作試験				○*5	○	
保護継電器と連動試験					○	
始動停止試験			○	○	○*3	
発電機及び励磁装置 接地工事 (接地線・保護管含む) 蓄電池装置 (負荷設備低圧機器等に準ずる)		外観点検	○	○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○*2	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重・液温測定		○	○	
開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱		受電設備に準ずる	同左	同左	同左	
蓄電池設備		蓄電池 充電装置 (負荷設備低圧機器等に準ずる)	外観点検	○	○	○
	液量点検		○	○	○	
	電圧・比重・液温測定			○	○	
太陽光発電設備	太陽電池アレイ	外観点検	○	○	○	
	接続箱	外観点検	○	○	○	
	パワーコンディショナ 系統連携保護装置	外観点検	○	○	○	
		保護継電器動作試験		○*5	○	
		絶縁抵抗測定		○*4	○*4	
	開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	
	接地工事 (接地線・保護管等)	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		○*2	○	
蓄電池	蓄電設備に準ずる	同左	同左	同左		

対象設備	点検・測定・試験項目	点検区分			
		月次点検	年次点検A	年次点検B	臨時点検
絶縁監視装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	設定値確認・検知動作試験	○	○	○	
	自動伝送試験	○	○	○	
	設定値の誤差確認		○	○	

備考

1. 臨時点検は、乙が必要と診断したとき、甲の承認を得て実施する。
2. 必要の都度とは過去の実績と使用環境状況を見て、点検時期を任意に定めるものである。
3. 負荷設備のうち特別機器とは、消防設備、昇降設備、密閉機器、自動制御装置、医療機器、その他これに類するもので、保守点検を行う為に特別の資格や専門技術を必要とする設備、構造上点検ができない機器又は、立ち入りに危険を伴う場所に設置された電気設備等を言う。
4. △印を付した事項は、専門技術者または同等の経験を有する者にて実施する。
5. *1項目は、高圧電路は超音波式放電探知器で実施し、低圧電路は絶縁監視装置の記録の確認又は活線メガー（ノイズ等で使用困難な場合は超音波式放電探知器を使用）で実施する。
6. *2項目は、過去の実績より、規定値を上回らない（前回の測定値が規定値の60%以下であること）と判断される場合は、受託者と協議して測定を延長（最長2年）することがある。
7. *3項目は、自動で起動及び停止を行うものとする。
8. *4項目は、メーカーの取扱説明書等により実施を判断する。
9. *5項目は、前回の点検結果が良好で、過去の実績により試験結果が基準値を超えないと判断される場合、また、責任分界点の高圧区分開閉器用地絡継電器は製造より20年を超えない場合は客先と協議し単体試験を延長することがある。（最長2年）また、20年を超える場合は客先と協議し単体試験を実施する。
10. *6項目は、乙が必要と診断したとき、甲の承認を得て実施する。

年次点検 A の実施条件

1. 無停電で実施する年次点検 A は次の条件に全て適合するか確認を行い、適合する場合、甲と協議の上実施する。
 - (1) 絶縁監視装置が設置されていること。
 - (2) 構外にわたる高圧電線路がないもの。
 - (3) 柱上に設置した高圧変圧器がないもの。
 - (4) 高圧負荷開閉器(キュービクル内に設置するものを除く)に可燃性絶縁油を使用していない。
 - (5) 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されている。
 - (6) 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がない。
 - (7) 月次点検等において電気設備技術基準の不適合又は不適合の恐れがあるとした指摘がないこと。過去に指摘された技術基準不適合が是正されていること。
 - (8) 前回の年次点検の結果が良好であること。
 - (9) 高圧ケーブルに BN ケーブルを使用していないこと、また、CV ケーブルにあつては製造後 20 年以上経過していないもので、「年次点検 B」において 5kV 又は 10kV メガーで絶縁抵抗測定時結果 5000MQ 以上(G 方式)のものおよびシースの絶縁抵抗が 1MQ 以上あること。
 - (10) 責任分界点の高圧区分開閉器は外観点検等において錆等の異常がなく、設置年または製造年から 20 年(塩害地区に設置されている場合は 15 年)以上経過していないもので「年次点検 B」においてトリップコイルの絶縁抵抗が 10MQ 以上のものとする。
 - (11) その他高圧機器については、故障率が上昇し始める設置年または製造年からの経過年数が 25 年をこえていないこと。ただし、PC については、「年次点検 B」または「年次点検 C」時に内部点検を実施し、異常が無い場合。
 - (12) 遮断器は短絡事故電流を遮断した経歴がある場合は、精密点検を行い異常のないことを確認できるまでは、無停電年次点検を適用しない。
 - (13) 変圧器の過負荷運転のないもの。
 - (14) 高圧受電設備等に準ずる場所で騒音、振動が騒音規制法第 4 条第 1 項又は第 2 項、振動規制法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定による規制基準に適合していること。ただし、あきらかに規制基準に適合していると判断できる場合は測定を省くことができる。
 - (15) 粉塵等による設備の汚損により、毎年の停電清掃を必要としないもの。
2. 無停電年次点検は別途作成した無停電年次点検要領書により実施する。